

(証券コード 9267)

2023年 8 月22日

(電子提供措置の開始日2023年 8 月15日)

株 主 各 位

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

Genky DrugStores株式会社

代表取締役社長 藤 永 賢 一

第 6 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第6期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<http://www.genkydrugstores.co.jp>



(上記ウェブサイトアクセスして、「IR情報」を選択し、「第6期定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「Genky DrugStores」又は「コード」に当社証券コード「9267」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2023年9月6日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月7日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 3階 特別会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期（2022年6月21日から2023年6月20日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2022年6月21日から2023年6月20日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示
をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただ
いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く
ださいようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださ
いようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容
を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第6期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は189,799,625円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年9月8日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤永賢一 (1962年10月20日生)	1988年4月 個人にて「ゲンキーつくしの店」開業 1990年9月 ゲンキー株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 1999年4月 フジナガインターナショナルキャピタルズ有限公司設立 同社代表取締役社長就任 2006年12月 ゲンキーネット株式会社設立 同社代表取締役就任 2008年9月 同社取締役就任 2017年12月 当社代表取締役社長就任(現任)	366,712株
2	吉岡伸洋 (1968年11月20日生)	1992年11月 アメリカンライフインシュアランスカンパニー入社 1995年5月 ゲンキー株式会社入社 1995年8月 同社光陽店長 1998年3月 同社エリアマネージャー 1999年6月 同社商品部長 2000年7月 同社広報室長 2000年9月 同社取締役就任 2000年12月 同社ドラッグストア店舗運営部長 2001年8月 同社社長室長 2003年1月 同社店舗運営部長 2004年10月 同社総務部長 2006年8月 同社店舗運営部長 2009年4月 同社取締役副社長就任(現任) 2013年1月 同社IE本部長 2017年8月 同社営業本部長 2017年12月 当社取締役副社長 I T 部門担当就任 2018年8月 当社取締役副社長 I T 部門担当兼店舗運営部門担当 2018年8月 ゲンキー株式会社営業本部長兼店舗運営部長 2019年1月 当社取締役副社長 I E 部門担当 2019年1月 ゲンキー株式会社 I E 本部長兼 C P U S E 部長 2019年7月 当社取締役副社長商品部門担当（現任） 2019年7月 ゲンキー株式会社商品本部長（現任）	49,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	山形浩幸 (1972年1月26日生)	1996年9月 株式会社ネクスター入社 1998年12月 ゲンキー株式会社入社 1999年8月 同社木崎店長 2000年3月 同社総務部庶務課長 2001年6月 同社ゾーンマネージャー 2003年1月 同社東海エリアマネージャー 2005年8月 同社店舗開発部長 2005年9月 同社取締役就任(現任) 2006年2月 同社新店準備室長 2006年8月 同社総務部長 2008年4月 同社管理本部長 2011年6月 同社店舗開発部長 2013年1月 同社店舗開発本部長 2014年9月 同社店舗運営部長 2017年12月 当社取締役店舗運営部門担当 2018年8月 当社取締役店舗開発部門担当(現任) 2018年8月 ゲンキー株式会社店舗開発部長 2019年5月 同社店舗開発本部長(現任) 2022年10月 ゲンキー不動産株式会社代表取締役社長就任(現任)	42,000株
4	小林佑次 (1979年9月21日生)	2002年4月 ゲンキー株式会社入社 2004年10月 同社野々市店長 2008年9月 同社化粧品事業部長 2014年1月 同社商品部チーフマーチャンダイザー 2015年4月 早稲田大学経営研究科(MBA)入学 2017年5月 ゲンキー株式会社商品部マーチャンダイジング部食品部長 2018年1月 当社執行役員人事部本部長(現任) 2018年1月 ゲンキー株式会社執行役員人事部本部長(現任) 2020年9月 当社取締役就任(現任) 2020年9月 ゲンキー株式会社取締役就任(現任)	7,635株

(注)各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	吉川 奈奈 (1970年7月7日生) ※新任	1995年4月 東京地方裁判所判事補任官 1997年4月 旭川地方裁判所判事補 2000年4月 東京地方裁判所判事補 2004年4月 東京家庭裁判所八王子支部判事補 2005年4月 東京地方裁判所八王子支部判事 2006年4月 福井弁護士会弁護士登録 杉原・きっかわ法律事務所執務（現任）	—
2	佐々木 智世 (現姓：宇賀治) (1969年2月22日生) ※新任	1991年4月 日本生命保険相互会社入社 1997年9月 佐々木孝一税理士事務所入所 1997年11月 社会保険労務士登録 2000年3月 税理士登録 2013年7月 佐々木智世税理士事務所開設（現任） 2022年1月 行政書士登録	—
3	竹田 美保 (1969年1月2日生) ※新任	1995年4月 三谷不動産株式会社入社 2018年6月 同社賃貸・管理営業部担当執行役員 2019年5月 同社取締役就任（現任）	—

(注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 吉川奈奈氏、佐々木智世氏及び竹田美保氏は、社外取締役候補者であります。

3 吉川奈奈氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役候補者としております。

4 佐々木智世氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、税理士としての財務及び会計並びに税務の専門的知識と幅広い経験を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役候補者としております。

5 竹田美保氏は、三谷不動産株式会社で要職を歴任し、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役候補者としております。

6 本議案が原案どおり承認可決された場合、吉川奈奈氏、佐々木智世氏及び竹田美保氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

7 本議案が原案どおり承認可決された場合、吉川奈奈氏、佐々木智世氏及び竹田美保氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

8 佐々木智世氏は、婚姻により宇賀治姓となりましたが、税理士等の業務を旧姓の佐々木で行っております。

取締役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

	藤永 賢一	吉岡 伸洋	山形 浩幸	小林 佑次	吉川 奈奈	佐々木 智世	竹田 美保
	代表取締役 社長	取締役 副社長	取締役	取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役
	—	商 品 部 門 担 当	店 舗 開 発 部 門 担 当	人事本部長	監査等委員	監査等委員	監査等委員
経営全般	●						
業界知識	●	●	●				
法務・リスク マネジメント		●		●	●	●	●
ガバナンス	●	●	●		●		●
財務・会計				●	●	●	
人材・労務 管理				●		●	
不動産			●				●

(注) 各人の有するスキルについて、主要な項目最大3つに●をつけております。

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件でストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

また、当社社内取締役に対する新株予約権の発行は金銭でない報酬額に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

割り当てを受ける当社社内取締役は第2号議案が承認可決されますと4名となり、新株予約権の割当数は当社社内取締役に対しては500個を上限とします。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として、発行するものであります。

また、当社社内取締役に対し、新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役会に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

- (2) 発行する新株予約権の総数

1,500個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数に

についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後2年を経過した日から5年の範囲内で当社取締役会において定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引き続き本新株予約権を行使することができる。
- ②本新株予約権者が死亡により、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

(6) 新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

4. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権については金銭の払込みは要しない。

5. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

6. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記「1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由」をご参照ください。

当社は2021年1月20日開催の取締役会及び監査等委員会において任意の報酬委員会の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認

いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は最大でも0.99%とその希薄率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2022年6月21日から
2023年6月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年6月21日から2023年6月20日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、行動制限の緩和等により経済正常化に向けた動きが見られました。しかしながらウクライナ情勢の長期化に伴う原材料コストの上昇、エネルギー価格の高騰等により、景気の先行きは依然として不透明な状態で推移いたしました。

当社グループが属するドラッグストア業界におきましては、業態を超えた競争や競合各社の出店攻勢も続いていること等から、厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、地域シェアを高めるためドミナントエリア構築に邁進いたしました。また、お客様の節約志向に応えるため青果や精肉等の生鮮食品の品揃えを強化するとともに、生活必需品のディスカウントに尽力いたしました。

当連結会計年度における新規出退店につきましては、R店を愛知県に10店舗、滋賀県に8店舗、石川県に5店舗、岐阜県に4店舗、福井県に3店舗出店いたしました。また、大型店を7店舗閉店し、3店舗をR店へ改装いたしました。これにより、当連結会計年度における店舗数は、R店352店舗、大型店57店舗の計409店舗となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,690億59百万円と前連結会計年度に比べ144億19百万円（9.3%）増加いたしました。利益に関しましては、経常利益は70億79百万円と前連結会計年度に比べ9億92百万円（16.3%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は47億64百万円と前連結会計年度に比べ3億44百万円（7.8%）の増益となりました。

次に、当連結会計年度における業態別の売上高を見ますと、「R店」1,277億74百万円、「大型店」410億87百万円、「その他」1億97百万円となりました。また、商品別の内訳では、「食品」1,146億70百万円、「雑貨」215億7百万円、「化粧品」166億64百万円、「医薬品」150億3百万円、「その他」12億12百万円となりました。

配当につきましては、1株につき12円50銭の実施をご提案させていただきます。

業態別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第5期 前連結会計年度 (2022年6月期)		第6期 当連結会計年度 (2023年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
R 店	百万円 106,434	% 68.8	百万円 127,774	% 75.6	百万円 21,340	% 20.1
大 型 店	48,029	31.1	41,087	24.3	△6,941	△14.5
そ の 他	176	0.1	197	0.1	21	12.2
計	154,639	100.0	169,059	100.0	14,419	9.3

商品別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第5期 前連結会計年度 (2022年6月期)		第6期 当連結会計年度 (2023年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
食 品	百万円 102,545	% 66.3	百万円 114,670	% 67.8	百万円 12,125	% 11.8
雑 貨	20,454	13.2	21,507	12.7	1,052	5.1
化 粧 品	16,059	10.4	16,664	9.9	604	3.8
医 薬 品	14,396	9.3	15,003	8.9	607	4.2
そ の 他	1,182	0.8	1,212	0.7	29	2.5
計	154,639	100.0	169,059	100.0	14,419	9.3

(注) 当連結会計年度より商品区分を一部変更しており、前年同期比については、変更後の区分に組み替えた数値で比較しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は96億98百万円で、その主なものは新規物流センターの開設準備、及び新規出店に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原材料価格の高騰や物価上昇等により、先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

ドラッグストア業界におきましては、出店の拡大に伴う競争の激化、業種や業態を超えた価格競争等により厳しい経営環境が続くものと予想しております。

このような状況のもと、当社グループはお客様の節約志向に 대응べく、E D L P（エブリデイロープライス）政策を推進いたします。これにより他のドラッグストアとの差別化を図り、集客力の向上及び一層の地域シェアの拡大を目指してまいります。

第7期（2024年6月期）は39店舗の新規出店を計画しており、既存店におきましてはスクラップ&ビルドの推進及び店舗改装を行い、活性化を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2020年6月期)	第4期 (2021年6月期)	第5期 (2022年6月期)	第6期 当連結会計年度 (2023年6月期)
売上高 (百万円)	123,603	142,376	154,639	169,059
経常利益 (百万円)	4,566	6,601	6,087	7,079
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,755	4,831	4,420	4,764
1株当たり当期純利益 (円)	181.52	318.35	291.23	313.84
総資産 (百万円)	83,145	90,795	97,118	105,912
純資産 (百万円)	27,685	32,166	36,233	40,681
1株当たり純資産額 (円)	1,823.51	2,117.96	2,383.41	2,674.34
期末店舗数	R店	208	255	319
	大型店	90	88	67
計	298	343	386	409

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ゲンキー株式会社	800百万円	100.0%	ドラッグストア事業
ゲンキー食品株式会社	10百万円	100.0%	食品製造事業
ゲンキー不動産株式会社	10百万円	100.0%	店舗開発事業

- (注) 1. 富士パール食品株式会社は、2022年10月21日をもってゲンキー食品株式会社に変更しました。
2. ゲンキー不動産株式会社は2022年10月28日に設立しております。

(11) 主要な事業内容 (2023年6月20日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。

なお、ディスカウントドラッグを通じて、医薬品、化粧品、食品、雑貨、衣料品等の販売を行っております。

(12) 主要な営業所等 (2023年6月20日現在)

本 社 福井県坂井市丸岡町

店 舗 R店 352店 (愛知県117店、岐阜県106店、福井県60店、石川県53店、滋賀県16店)

大型店 57店 (愛知県10店、岐阜県24店、福井県21店、石川県2店)

そ の 他 物流センター 福井県坂井市丸岡町、福井県福井市石盛町
岐阜県安八郡安八町

(13) 使用人の状況 (2023年6月20日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,753名	+43名	28.4歳	3.5年

- (注) 1. 上記使用人のほか、パートタイマーは2,327名(1日8時間換算、年間平均雇用人数)であります。
2. 前連結会計年度末に比べ使用人が43名増加しております。主な理由は、新規出店に伴う採用強化によるものであります。

(14) 主要な借入先 (2023年6月20日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,096百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,514
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,072
株 式 会 社 福 井 銀 行	2,771
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,168

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式総数 15,183,970株（自己株式300,414株除く）
 (3) 株主数 14,307名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
フジナガイインターナショナルキャピタルズ有限公司	5,793,800株	38.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,174,700	7.7
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	992,807	6.5
株式会社エル・ローズ	800,000	5.3
CEP LUX-ORBIS SICAV	463,800	3.1
ゲンキー従業員持株会	431,600	2.8
藤永賢一	366,712	2.4
ゲンキー取引先持株会	304,000	2.0
藤永ひとみ	219,900	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	157,100	1.0

（注）持株比率は自己株式（300,414株）を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	2019年10月7日	2021年9月6日	
新株予約権の数	20個	57個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,700株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 243,200円 (1株当たり2,432円)	新株予約権1個当たり 496,000円 (1株当たり4,960円)	
権利行使期間	2021年11月1日から 2026年10月31日まで	2023年10月1日から 2028年9月30日まで	
行使の条件	(注)	(注)	
役員 の 保 有 状 況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	1名	1名
	社外取締役(監査等委員)	—	—
	取締役(監査等委員)	—	—

- (注) 1. 本新株予約権者は、当社の社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引き続き本新株予約権を行使することができる。
2. 本新株予約権者が死亡により、当社の社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2023年6月20日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 永 賢 一	ゲンキー株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	吉 岡 伸 洋	商 品 部 門 担 当 ゲンキー株式会社 取締役副社長 商品本部長
取 締 役	山 形 浩 幸	店 舗 開 発 部 門 担 当 ゲンキー株式会社 取締役 店舗開発本部長 ゲンキー不動産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	小 林 佑 次	人 事 本 部 本 部 長 ゲンキー株式会社 取締役 人事部本部長
取 締 役 (監査等委員)	黒 川 俊 彦	ゲ ン キ ー 株 式 会 社 監 査 役
取 締 役 (監査等委員)	松 岡 茂	松 岡 会 計 事 務 所 所 長
取 締 役 (監査等委員)	今 井 順 也	社 会 保 険 労 務 士 法 人 今 井 労 務 経 営 所 長

- (注) 1. 取締役黒川俊彦氏、松岡茂氏及び今井順也氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役黒川俊彦氏、松岡茂氏及び今井順也氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、届け出ております。
4. 取締役松岡茂氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役長田康孝氏は、2022年9月9日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （社 外 取 締 役）	78百万円 （－）	73百万円 （－）	－ （－）	4百万円 （－）	4名 （－）
取 締 役（監 査 等 委 員） （社 外 取 締 役）	4 （3）	4 （3）	－ （－）	－ （－）	4 （3）
合 計	82 （3）	78 （3）	－ （－）	4 （－）	8 （3）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年9月6日開催の第2期定時株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）報酬限度額年額240百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年9月6日開催の第2期定時株主総会の決議による取締役（監査等委員）報酬限度額年額24百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

②業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③非金銭報酬等の内容

ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年1月20日開催の取締役会及び監査等委員会において、任意の報酬委員会の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議されていることを確認しました。

当該決定基本方針は次のとおりとなります。

- ・優秀な人材を経営陣として内部登用あるいは外部採用できる報酬とする。
- ・各報酬の目的を明確にし、取締役の役割・職位・年数等に応じた報酬体系とする。
- ・取締役が動機づけされ会社の長期的な価値向上に貢献できる報酬とする。

イ. 取締役報酬内容、決定方針及び構成割合等

1) 全体構成

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬及び非金銭報酬により構成する。報酬総額は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内とする。なお、取締役に対する退職慰労金は支給しない。

2) 基本報酬の決定方針

各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその決定を委任する。代表取締役社長は、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の報酬委員会の答申を得た上で決定するものとする。

3) 非金銭報酬の決定方針

長期の株価向上インセンティブを目的として譲渡制限付株式報酬及びストック・オプション(新株予約権)を支給する。個別の取締役に付与する譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して取締役会にて決定する。

4) 報酬の構成割合等

各報酬の構成割合は、当面「基本報酬」「非金銭報酬」の割合が「8:2」となる割合を目指す。上記以外の取締役(社外取締役)の報酬は、基本報酬のみで構成する。

ロ. 交付の時期又は条件等

基本報酬は、年額を12等分し、月例で支払う。

譲渡制限付株式報酬及びストック・オプション(新株予約権)は、会社法第361条第1項に基づく株主総会決議を経た上で、毎年一定の時期に、取締役会決議に基づき付与する。

⑤取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の基本報酬の額の決定は代表取締役社長藤永賢一に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

⑥当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 会社役員が締結している補償契約に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	黒川俊彦	社外取締役就任後開催された取締役会13回の全てに出席し、株式会社福井銀行で要職を歴任し、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき客観的立場から監督・助言を行っております。また、就任後開催された監査等委員会10回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、同氏は、任意の指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員長として審議の充実に主導的な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	松岡茂	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち17回に出席し、税理士としての専門的見地から監督・助言を行っております。また、監査等委員会には13回のうち12回に出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、同氏は、任意の指名委員会委員及び報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	今井順也	当事業年度中に開催の取締役会18回の全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地から監督・助言を行っております。また、監査等委員会13回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、同氏は、任意の指名委員会委員及び報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 12百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③当社監査等委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容を検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりでございます。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程のみならず社会的模範を遵守し職務を遂行するために企業倫理行動指針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

ロ. 当社グループは、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの法令遵守の推進にあたるものとする。

ハ. 当社グループは、当社グループの取締役及び使用人により法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内設置した通報窓口に通報することとし、当社グループはコンプライアンス規程に則り通報者の保護に努めるものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、文書取扱規程に則り記録・保存され、取締役及び監査等委員が閲覧可能な体制を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理を統括する組織として、当社グループのリスク管理の推進を図る内部監査室を設置しており、当社グループのリスク管理状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を原則月1回開催し、その審議により取締役会への答申を行うものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社グループの経営管理については、関係会社管理規程を制定し、それに準拠して行う。

内部監査室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査等委員及び当社の監査等委員会に報告するものとする。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会より要求がある場合は、使用人から監査等委員補助者を任命する。

⑦監査等委員会及び監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

⑧監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他の処理を行う。

⑨取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、下記の各事項を監査等委員会に報告する。

- 1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- 2) 内部監査室が実施した内部監査の実施状況
- 3) 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。当社グループの内部通報制度に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行う等連携を取り、監査を行う。

⑪反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の信頼を維持し、健全な業務の遂行を確保するために、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを企業倫理行動指針に定め、不当な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりでございます。

①コンプライアンスに対する取組み

当社グループは、社内規程、行動規範の整備を行い、社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。

②リスク管理に対する取組み

当社グループは、毎月開催される経営幹部によるグループ経営会議等において、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、解決に向けた協議を行い、情報共有、その対応を図っております。

③取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は、当期18回開催され、取締役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。

④監査等委員の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は、定例を含め13回の監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年6月20日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	34,413	流 動 負 債	40,116
現金及び預金	5,329	買掛金	22,192
売掛金	3,925	1年内返済予定の長期借入金	11,242
商品	22,308	リース債務	19
原材料及び貯蔵品	182	未払金	4,428
未収入金	2,259	未払法人税等	1,039
その他	407	預り金	206
固 定 資 産	71,499	契約負債	518
有 形 固 定 資 産	65,104	賞与引当金	136
建物及び構築物	52,114	資産除去債務	66
機械装置及び運搬具	191	その他	265
工具器具備品	4,688	固 定 負 債	25,114
土地	3,734	長期借入金	20,946
リース資産	151	リース債務	147
建設仮勘定	4,224	資産除去債務	3,751
無 形 固 定 資 産	363	その他	268
借地権	150	負 債 合 計	65,231
電話加入権	3	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	209	株 主 資 本	40,564
投 資 そ の 他 の 資 産	6,031	資本金	1,010
投資有価証券	73	資本剰余金	6,426
長期貸付金	554	利益剰余金	33,917
繰延税金資産	1,840	自己株式	△789
差入保証金	3,326	その他の包括利益累計額	42
その他	237	その他有価証券評価差額金	42
		新株予約権	74
		純 資 産 合 計	40,681
資 産 合 計	105,912	負 債 ・ 純 資 産 合 計	105,912

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年6月21日から
2023年6月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	169,059
売 上 原 価	134,505
売 上 総 利 益	34,553
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	27,844
営 業 利 益	6,709
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8
受 取 賃 貸 料	314
受 取 手 数 料	310
固 定 資 産 受 贈 益	40
そ の 他	102
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	70
賃 貸 費 用	206
解 約 違 約 金	45
そ の 他	84
経 常 利 益	7,079
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1
固 定 資 産 売 却 益	10
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損 失	10
減 損 損 失	376
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,704
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,095
法 人 税 等 調 整 額	△155
当 期 純 利 益	4,764
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,764

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年6月21日から
2023年6月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,008	6,424	29,531	△789	36,174
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2			4
剰 余 金 の 配 当			△379		△379
親会社株主に帰属する当期純利益			4,764		4,764
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	2	2	4,385	△0	4,389
当 期 末 残 高	1,010	6,426	33,917	△789	40,564

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	11	11	47	36,233
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）				4
剰 余 金 の 配 当				△379
親会社株主に帰属する当期純利益				4,764
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	31	31	26	57
当 期 変 動 額 合 計	31	31	26	4,447
当 期 末 残 高	42	42	74	40,681

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・連結子会社の名称	ゲンキー株式会社 ゲンキー食品株式会社 ゲンキー不動産株式会社

(2) 連結範囲の変更

当連結会計年度において、ゲンキー不動産株式会社を新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。なお、富士パール食品株式会社は、ゲンキー食品株式会社へ商号変更をしております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

・商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地権契約による借地上的建物については、耐用年数を定期借地権の契約期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～38年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、借地権については契約期間を基準とした定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度末負担額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

(イ)商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、ドラッグストア事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ)当社グループが運営するポイント制度に係る収益認識

当社グループが運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため振当処理を行っております。

・ヘッジ手段…通貨スワップ取引

・ヘッジ対象…外貨建借入金

・ヘッジ方針

為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。

・ヘッジの有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	376百万円
有形固定資産	65,104百万円
無形固定資産	363百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、店舗の売上高予算を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングを行っております。

資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は土地等の時価が著しく下落しているか等について検討を行っております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画に基づく各資産グループの将来の収益予測及び営業利益予測に基づいております。割引前将来キャッシュ・フローの合計及び使用価値の算定にあたっては、各資産グループの営業継続期間の予測を20年又は契約更新ができない店舗は契約期間としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務

店舗等の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用の実績等の新たな情報の入手に基づき、見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額14億52百万円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について減価償却費及び減損損失等を計上しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	4,040百万円
土地	686百万円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	300百万円
長期借入金	3,025百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,811百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数 普通株式 15,484,384株

(2) 自己株式数 300,414株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金額	基準日	効力発生日
2022年9月9日 定時株主総会	普通株式	189百万円	12.50円	2022年6月20日	2022年9月12日
2023年1月20日 取締役会	普通株式	189百万円	12.50円	2022年12月20日	2023年2月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年9月7日開催の定時株主総会に、次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当金額	基準日	効力発生日
2023年9月7日 定時株主総会	普通株式	189百万円	利益剰余金	12.50円	2023年6月20日	2023年9月8日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	32,300株
新株予約権の残高	323個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全かつ流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは主に為替の変動に晒されている資産、負債に係るリスクを軽減することを目的として利用しており、投機目的の取引はありません。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に不動産賃借に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。このうち、外貨建長期借入金は、為替の固定化を図るために、デリバティブ取引（通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び未収入金については、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによりリスクの軽減を図っております。

差入保証金については、定期的に差入先の財務状態等を把握しております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照してください。また、現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で、決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	73	73	—
差入保証金	3,326	2,832	△493
資産計	3,399	2,905	△493
長期借入金（*1）	32,189	32,288	99
負債計	32,189	32,288	99

（*1）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注1）市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
差入保証金	226	674	288	2,137

（注3）金銭債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
長期借入金	11,242	6,531	5,689	4,050	2,261	2,413

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	73	—	—	73
資産計	73	—	—	73

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,832	—	2,832
資産計	—	2,832	—	2,832
長期借入金(*1)	—	32,288	—	32,288
負債計	—	32,288	—	32,288

(*1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	金額（百万円）
食品	114,670
雑貨	21,507
化粧品	16,664
医薬品	15,003
その他	1,212
合計	169,059

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	479	518

(注) 契約負債は主に、当社グループが付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(4) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,674円34銭
- (2) 1株当たり当期純利益 313円84銭

10. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2023年8月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条ならびに第5期定時株主総会の決議に基づき、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の取締役及び従業員 154名 600個

②新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

③発行する新株予約権の総数

600個とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、上記②に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。なお、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同様とする。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記のほか行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

⑥新株予約権の権利行使期間

2025年9月1日から2030年8月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。）の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

⑧新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑨新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

⑩新株予約権の行使条件

(イ)本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当社子会社の取締役または従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引続き本新株予約権を行使することができる。

(ロ)本新株予約権者が死亡により、当社の取締役、従業員、もしくは当社子会社の取締役または従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

⑪新株予約権の割当日

2023年8月31日

11. その他の注記

金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

貸借対照表

(2023年6月20日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	136	流 動 負 債	222
現金及び預金	76	1年内返済予定の長期借入金	156
売掛金	58	未払金	12
その他の資産	1	未払法人税等	46
固 定 資 産	21,872	未払消費税等	6
投資その他の資産	21,872	その他	0
関係会社株式	2,421	固 定 負 債	13
長期貸付金	19,444	長期借入金	13
繰延税金資産	6	負 債 合 計	235
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	21,700
		資 本 金	1,010
		資 本 剰 余 金	20,791
		資 本 準 備 金	48
		その他資本剰余金	20,742
		利 益 剰 余 金	688
		利 益 準 備 金	152
		その他利益剰余金	535
		繰越利益剰余金	535
		自 己 株 式	△789
		新 株 予 約 権	74
資 産 合 計	22,009	純 資 産 合 計	21,774
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,009

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年6月21日から
2023年6月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
経 営 指 導 料	318	
受 取 配 当 金	301	619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		197
営 業 利 益		422
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	478	
受 取 手 数 料	0	
そ の 他	1	479
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	3	3
経 常 利 益		898
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		900
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	191	
法 人 税 等 調 整 額	2	194
当 期 純 利 益		705

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年6月21日から
2023年6月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,008	46	20,742	20,788	114	247	362
当 期 変 動 額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	2	2		2			
剰 余 金 の 配 当						△379	△379
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					37	△37	—
当 期 純 利 益						705	705
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	2	2	—	2	37	288	326
当 期 末 残 高	1,010	48	20,742	20,791	152	535	688

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△789	21,369	47	21,417
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		4		4
剰 余 金 の 配 当		△379		△379
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		—		—
当 期 純 利 益		705		705
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			26	26
当 期 変 動 額 合 計	△0	330	26	357
当 期 末 残 高	△789	21,700	74	21,774

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。
- (2) 収益及び費用の計上基準
 当社は、主にグループ各社への監督・指導を行っており、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で、各会社等へのサービス提供に応じて収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 貸借対照表に別掲されているものを除く関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 短期金銭債権 58百万円
 長期金銭債権 19,444百万円
- (2) 保証債務
 下記関係会社の銀行借入金について、保証を行っております。
 ゲンキー株式会社 1,600百万円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 619百万円
 販売費及び一般管理費 15百万円
 営業取引以外の取引による取引高 478百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	300,380	34	—	300,414

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取り

34株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6百万円
繰延税金資産計	6百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費損金不算入	0.3%
株式報酬費用損金不算入	0.9%
住民税均等割	0.1%
受取配当等益金不算入	△10.2%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	ゲンキー㈱	福井県坂井市	800	ドラッグストア事業	100.0		経営指導料 (注2)	318	売掛金	58	
							配当の受取 (注3)	301	—	—	
							業務委託料の支払 (注2)	13	—	—	
							家賃の支払 (注2)	1	—	—	
							役員の兼任				
							資金の貸付	407	長期貸付金	19,444	
							債務保証等	478	—	—	
利息の受取 (注1)	478	—	—								
債務の被保証 (注4)	169	—	—								
債務の保証 (注5)	1,600	—	—								

(注1) 資金の貸付については、貸付額、貸付期間、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。

(注3) 配当の受取については、子会社の取締役会決議にて決定された金額によっております。

(注4) 銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。保証料の支払は行っておりません。

(注5) 銀行借入 (2,500百万円 期限5年) について債務保証を行っており、取引金額は期末時点の保証残高であります。業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。保証料の受取は行っておりません。

7. 収益認識に関する注記

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料、受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識していません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,429円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円50銭

9. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2023年8月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条ならびに第5期定時株主総会の決議に基づき、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の取締役及び従業員 154名 600個

②新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

③発行する新株予約権の総数

600個とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、上記②に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。なお、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同様とする。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記のほか行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

⑥新株予約権の権利行使期間

2025年9月1日から2030年8月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。）の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

⑧新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑨新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

⑩新株予約権の行使条件

(イ)本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当子会社の取締役または従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引続き本新株予約権を行使することができる。

(ロ)本新株予約権者が死亡により、当社の取締役、従業員、もしくは当子会社の取締役または従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

⑪新株予約権の割当日

2023年8月31日

10. その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

Genky DrugStores株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 俣 野 朋 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の2022年6月21日から2023年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Genky DrugStores株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

Genky DrugStores株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 俣 野 朋 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の2022年6月21日から2023年6月20日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月21日から2023年6月20日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明を表現を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月10日

G e n k y D r u g S t o r e s
株 式 会 社 監 査 等 委 員 会
監査等委員 黒 川 俊 彦 ⑩
監査等委員 松 岡 茂 ⑩
監査等委員 今 井 順 也 ⑩

(注) 監査等委員黒川俊彦、松岡茂及び今井順也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 3階 特別会議室
電話 (0776) 28 - 8800



J R北陸本線「福井駅」徒歩10分

本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。